

(仮称) 加古川市 パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の概要 (案)

1 趣旨

「加古川市 性の多様性の尊重に関する取組方針」に基づき、L G B T Q +に該当する人々が、自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、「(仮称) 加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を導入します。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した、一方又は双方がL G B T Q +に該当するお二人が、「パートナーシップ関係」であることを市に届け出た場合に、市が対象者の要件を満たしていることを確認のうえ、届出を受理したことを公的に認める制度です。なお、お二人のほかに、いずれかの子や親などの近親者も含め、家族として日常生活において継続的に協力し合うことを約束した「ファミリーシップ関係」であることを市に届け出た場合も併せて認めます。

2 開始予定時期

令和5年7月1日

3 対象者の要件

パートナーシップ関係については、次の要件を全て満たすお二人が対象です。

- (1) 一方又は双方がL G B T Q +に該当すること
- (2) 双方が民法に定める成年に達していること
- (3) 一方又は双方が市内に住所を有する（転入予定を含む）こと
- (4) 双方に配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がないこと
- (5) 双方が届出をしようとしている相手方以外の者とパートナーシップを形成していないこと
- (6) 双方が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない関係でないこと

4 対象範囲（市が公的に認める範囲）

パートナーシップの場合は、お二人がパートナーシップ関係にあることを認めます。

ファミリーシップの場合は、パートナーシップ関係にあるお二人に加えて、いずれかの子や親などの近親者がファミリーシップ関係にあることを認めます。

5 交付書類

届け出たパートナーシップ関係にあるお二人に「受理証明書」(カード型)を交付します。希望する場合は、受理証明書に氏名として通称名も併記できます。

ファミリーシップの場合は、対象の近親者の氏名を受理証明書に記載します。

6 届出手続

① 事前に窓口に来ていただく日時の予約をしていただきます。

※本人確認のため、最低1回は窓口に来ていただく必要があります。

(例) 窓口で必要書類の提出→即日交付

郵送で必要書類の提出→後日、窓口で交付

※ファミリーシップの場合は、対象の近親者も窓口に来ていただく必要があります。

② 届出書兼確認書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出いただきます。

③ 提出書類等の審査後、受理証明書を交付します。

《窓口受付》

希望により個室対応

平日(祝日・年末年始除く) 開庁時間内 ※平日以外の対応は要相談

《提出書類等》

・パートナーシップ・ファミリーシップ届出書兼確認書

・本人確認書類の提示

・住民票の写し

(転入予定の場合) 転入の予定の事実を確認することができる書類

・戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、独身証明書のいずれか

(外国籍の場合) 大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、
独身が証明できる書類に日本語訳を添付

・(通称名使用の場合) 通称名を日常的に使用していることが分かる書類

・(ファミリーシップの場合) 関係性を証明できる書類

※上記住民票の写し等の官公署が発行する証明書は、届出日前3月以内に発行されたものに限りま

7 受理証明書の再交付

受理証明書の紛失、毀損等の事情により再交付を希望する場合は、受理証明書を再交付します。

8 届出内容の変更

次の場合はパートナーシップ・ファミリーシップ届出内容の変更手続きが必要です。

- (1) パートナーシップ関係にあるお二人について、氏名、住所の変更等届出内容に変更が生じた場合
- (2) ファミリーシップ関係にある近親者について、関係の解消等届出内容に変更が生じた場合

※当該近親者が満15歳以上の場合、自らファミリーシップ関係を解消(受理証明書に記載された自己の氏名を削除)するための手続きができます。

9 受理証明書の返還

次の場合は受理証明書の返還手続きが必要です。

- (1) パートナーシップ関係を解消した場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) その他「3 対象者の要件」を満たさなくなった場合
- (4) 届出時点において「3 対象者の要件」を満たしていなかったことが判明した場合

10 根拠例規

要綱

※婚姻とは異なるため、民法によって生じる効力は有しません。

11 受理証明書の提示により新たに対象となる行政サービス(案)

- (1) 市営住宅の入居申込
- (2) 犯罪被害者等支援金の受給
- (3) 災害弔慰金の受給
- (4) 日光山墓園合葬式墓地の使用
- (5) 記念植樹用苗木の申込
- (6) 遺品整理又は火災により生じた一般廃棄物を自己搬入する場合のごみ処理手数料の減免申請
- (7) 市職員の休暇制度の利用

※上記以外にも、同一世帯員(同じ住民票に記載されている人)であれば、委任状や受理証明書はなくても住民票の写し等の証明書の交付申請ができるなど、対象となる行政サービスがあります。